



鳥取県公報

令和3年8月27日（金）
第9328号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（450）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（451）（企業支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（452・453）（〃）・・・・・・・・ 4
	保安林の指定の解除予定（454）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・ 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（455）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（456）（〃）・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

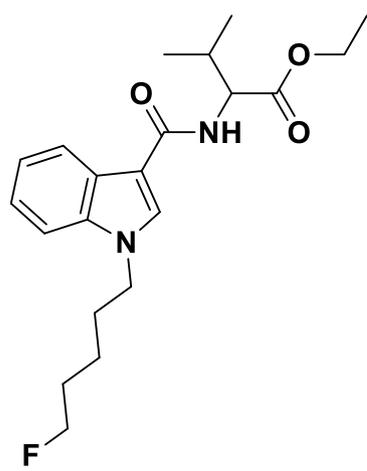
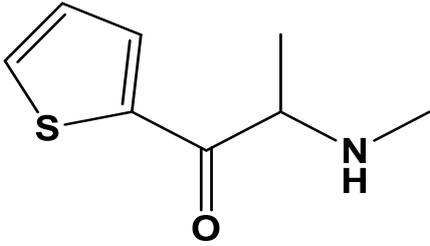
告 示

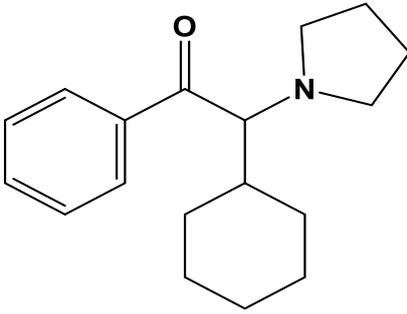
鳥取県告示第450号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
3-知(1)-3	5F-EMB-PI CA、EMB-22 01	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール -3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類 
3-知(1)-4	2-Thiothi none、βk-M PA	2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン- 1-オン及びその塩類 

<p>3-知(1)-5</p>	<p>α-PCYP</p>	<p>2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類</p> 
-----------------	---------------	---

鳥取県告示第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグストアウェルネス岩美店 岩美郡岩美町本庄76-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一
 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年4月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,109平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 ア 位置 9の書類に記載のとおり
 イ 収容台数 46台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 ア 位置 9の書類に記載のとおり
 イ 収容台数 11台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 ア 位置 9の書類に記載のとおり
 イ 面積 20平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 ア 位置 9の書類に記載のとおり
 イ 容量 6.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 1か所

イ 位置 9の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和3年8月16日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

令和3年8月27日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び岩美町商工観光課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第452号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ユニクロ鳥取店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長字行水226-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5-1

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次 鳥取市行徳一丁目103

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前 三菱UFJリース株式会社

変更後 三菱HCキャピタル株式会社

4 変更年月日

令和3年4月1日

5 届出年月日

令和3年8月10日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和3年8月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス琴浦店 東伯郡琴浦町大字丸尾字井手領116-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 開店時刻 午前10時
変更後 開店時刻 午前9時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後10時30分まで
変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- 4 変更年月日
令和3年8月4日
- 5 届出年月日
令和3年8月3日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和3年8月27日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第454号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町金屋字タノモケ谷248の5、字堤山249の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅

サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
滝川一尚	滝川医院	境港市日ノ出町96	令和3年8月12日	令和3年7月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
滝川一尚	滝川医院	境港市日ノ出町96	令和3年8月12日	令和3年7月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年8月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和3年10月21日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和3年11月25日（木）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和3年9月13日(月)から同月17日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年8月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

- 令和3年10月21日（木）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
- 令和3年11月26日（金）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
- (2) 実技試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
- 5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 令和3年9月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 1式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和3年7月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 和幸株式会社
島根県松江市伊勢宮町564 |
| 5 落 札 金 額 | 49,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和3年6月11日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |